

社会福祉法人制度改革（評議員その2）

まず評議員会は必ずおかなければならない事になりました。

改正前の評議員は理事会の同意を経て理事長が委嘱していたので評議員から理事に対する牽制機能が十分に働いていませんでした。このため改正で評議員の選任は中立的な外部の者が参加する評議員選任・解任委員会が行う事になりました。また新定款で評議員の選任を理事・理事会が行うと定めてもこれは無効になります。

これにより流れといたしましては

中立的な外部の者（評議員選任） 評議員（理事選任） 理事（社会福祉法人の経営）

以上のようになりガバナンスが保たれるという狙いです。

	改正後	改正前
評議員会	社会福祉法人は評議員、 評議員会 、理事、理事会及び監事を置かなければならない	次に掲げる事業のみを行う法人 以外の法人は、評議員会を設けること。 都道府県等が措置をとる社会福祉事業 保育所を運営する事業 介護保険事業
位置付け	基本的事項の 決議権限を持つ機関 理事等を牽制監督	諮問機関
評議員の選任解任	定款の定めるところにより選任する（ 理事・理事会と定めても無効 ）、中立的立場にある外部の者が参加する機関を設置（ 評議員選任・解任委員会 ）	評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から 理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する
評議員の資格	適正な運営に必要な識見を有するもの	社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、当該法人の趣旨に賛同して協力する者であること
		社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、地域の代表者を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと

評議員 の欠格 事由	法人	
	成年被後見人又は被保佐人	
	生活保護法等に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	
	禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	
	所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員	
評議員 の兼職 禁止	理事等の業務執行を監督する立場にあるため、理事、監事又は職員を兼ねる事はできない	
評議員 の特殊 関係者	評議員には各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族は含まれてはならない	
		各評議員とその親族その他特殊の関係にある者が、定款に定める制限(基本的には3名)を超えて選任されていないこと
	各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならない	
		当該法人に係る社会福祉施設の整備運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと

つづく